

発議案第15号

過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出について

遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成25年9月17日

遠野市議会議長 新田 勝見 様



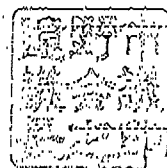
提出者 遠野市議会議員

賛成者 遠野市議会議員

佐々木 謙
菊池 元
小松 大成
多田 誠一



遠野市議会議長 新田 勝見



提案理由

「過労死」が社会問題となり、その数は増え続けている。労働基準法等現在の法規制は労働者の生命と健康を保護することを目指しているが十分に機能していない。

個人や家族、個別の企業の努力だけでは限界があることから、過労死防止基本法等の制定を早期に望むため、意見書を提出するものである。

過労死防止基本法の制定を求める意見書

「過労死」が社会問題となり、「karoshi」が国際語となってから四半世紀がたとうとしている。過労死が労災であると認定される数はふえ続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいが、過労死は、「過労自殺」も含めて広がる一方で、減少する気配はない。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くしがたいものがあり、また、真面目で誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければならない。

労働基準法は、労働者に週 40 時間・一日 8 時間を越えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指している。しかし、当該規制は十分に機能していない。

昨今の雇用情勢の中、労働者はいくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではない。また、個別の企業が、労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面がある。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

よって、国におかれては、上記の趣旨を踏まえ、下記の内容の法律（過労死防止基本法）を 1 日も早く制定するよう強く要望する。

記

- 1 過労死はあってはならないことを、国が宣言すること。
- 2 過労死をなくすための、国・自治体・事業主の責務を明確にすること。
- 3 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。

平成 25 年 9 月 20 日

岩手県遠野市議会議員 新田 勝見

衆議院議長 伊 吹 文 明 様
参議院議長 山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様
厚生労働大臣 田 村 憲 久 様